

# 学体連会報

発行日 昭和63年8月1日  
東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
国立オリンピック記念青少年総合センター内  
財団法人 日本学校体育研究連合会  
発行者 会長 大石 三四郎

## 校 則 と は

会 長

特殊法人 日本体育・学校健康センター理事

学校法人 佐藤栄学園埼玉短期大学創設準備室長 大石 三四郎



校則というものは生徒をしめつけ過ぎててもいいないし、ゆるめ過ぎててもいいない。といってぬるま湯に入っていて、全く刺激がなくてもいいない。そして、生徒が適当に緊張しながら、自由性をもって、行動するかとみていると、時には伸びるために相当の制約を受けてそれに耐えて、新しい自己の能力を開拓していくようではなければならない。というように言葉では言えても、さてこれを実践するにはどうしたらよいかとなる。これは、恰も、船が港を出航して大洋に出て、目的港に行くようなもので、時には嵐もあろう、台風にぶつかることもあろう。また晴天で何もない平穏の時もあろう。しかし船長ともなると、絶えず船の運行については注意していなければならない。そのためには船の運行を安全にするために方向をきめる羅針盤がなければならないだろうし、そして、天気の変化には絶えず注意しなければならないのである。そのためには専門の航海に関する科学的知識の修得に努めると同時に、船員組織の構成にも万全を期さなければならないのである。このようにして、教育についても、教育に関係した諸科学を修得するとともに、社会の環境やその他の条件を詳細に究明し、その上生徒一人一人の能力を十分に把握研究し、各教員の生徒指導の方法について過失のないよう注意しなければならないのである。たとえば簡単に聞こえようが実際にはさきにあらずである。これは、個人についても同じで、心身の状態を十分に把握し、健康に注意しながら自己の能力を十分発揮するようにしなければならないのである。

しかし、ことに、校則を必要とする中学校、高等

学校時代は生徒の心身が共に変化の巾が大きいときである。これを一つの規則でまとめること自体がムズカシイといえばムズカシイ。しかし、この変化の大きいことを利用すると、個人の能力は自分でも想像しないほど伸長するものである。その実例として、甲子園の全国野球大会があげられる。というのは、勝ち進んだチームは試合の度毎にその力の飛躍が目につくほどその能力を伸ばしているのである。したがって、時には周囲からみれば過酷ともいえるべき環境でも本人には左程苦にならずに楽にやっていくものである。私の経験では大学生でサッカー部に入部したときは左程の能力の差が認められないものでも、一年生から大試合にレギュラーで常時出場しているものと同じ時の入部者で出場していないものとは、目に見えてその能力差がつくのである。しかし、一般にはこのような経験を誰にでも与えることはできない。そこでこのような経験に代わるような方途がなければならないのである。

結論的にいえば、一般的にはそれが校則の形式で生徒に示され、生徒もよく校則の主旨を理解して自分にあわせて日常生活を実践できれば最高である。そのためには、指標になるような記録を集録してその記録を上手に操作しながら、校則の主旨目的を実現できるように訓練されればよいのである。私はそのためには、今日一般産業で利用されているT・Q・C(トータル管理図法)の理論を導入して、生徒の自己管理による多品種少量生産方式を採用して、一般に一品種大量生産方式の校則の欠点を、補うべきだと思う。教師は、その適否を見ればよい。

## 道徳は教育できるか

常務理事  
日本体育大学教授

長 田 一 臣

### 1. 道徳は教えるか

物には順序というものがある、このように<sup>いきなり</sup>行成首題にとび込むのはどうかと思われるが、止むに止まれず単刀直入だがいきなり正面から踏み込む。

哲学者のなかの哲学者といわれる独乙のカント (I. Kant) はその著『純粋理性批判』で有名だが、それに続く『実践理性批判』が実はカントの道徳論である。

カントは、端的にいえば、道徳は内発的なもので教えられないものであるという。つまりそれは、その人に<sup>もたら</sup>されたものだといふのである。これに対してソーランドイク (E. L. Thorndike) は心理学者の立場から、道徳も習慣の束であり、教えるものであると主張する。ソーランドイクの論は道徳は<sup>鍛</sup>えだといっており、そのやり方は条件反射学的方法論に拠っているといえよう。

### 2. スポーツと道徳

たとえばスポーツ集団の秩序はタテ割り道徳で保たれている。つまり「封建」の骨格で維持されている。上級者を見ると鞭を思い出した動物のように条件反射的に挨拶をする。傍目には整然たる秩序を感じさせるが、内発的動機に裏付けられていないために関連のない社会場面では粗野で無礼の振舞いが多い。根がないので一般に汎化せず、特殊な社会の戒律である点は仁俠無頼の道徳に酷似している。

このようなスポーツ集団の礼儀、道徳、秩序をみると、カントとソーランドイクの道徳論義の意味が見事に、鮮明に浮かびあがってくる。つまり、ソーランドイクがいうように、道徳も習慣の束だから教えられるということがわかる反面、カントが主張するように、それは個人の良心に基づく内発的なものだから最終的には教え得ないものだということもわかる。

### 3. 道徳の一般実状

バスに老人が乗ってきた時反射的に席を譲る若者がいる。一寸考えた末譲る者がいる。目の前で老人がよろけていても<sup>悟</sup>として譲らない者がいる。最初

の若者は良心の命ずるところによって行為し、次の若者は教育 (と良心、あるいは状況判断) の結果かもしれない、最後の若者は教育されなかったか、あるいは教育が届かなかったか、もしくは金を払った点では対等という判断が惻隱の情をうわまわったかであろう。何れにしてもこれらの行為の発する<sup>源泉</sup>は体力の問題ではなく専ら心の問題に帰着する。

老人に席を譲った小学生にその理由を尋ねてみると、「よろけていて可哀想 (気の毒) だから」 (これは内発的)、「先生 (親) にいわれたから」 (これは教育 (養) の結果) に分けられる。譲らなかった子どもは「教わってない」、「いわれたことがあるけど (譲ることに) 気が付かなかった」という。何れにしても、これらの子ども達が若者になり、大人になっていくのである。

### 4. 法と道徳

「法」とは「社会の秩序を維持し、その構成員相互間の関係を規律するために何らかの強権機能によって効力を確保された規範の体系」であるとされる。そして、道徳、倫理、モラルは「人と人との関係を定めるところの規範、原理、規則の総体にほかならない」が、それは「国家の強制力を伴うところの法律とはちがって、人々の良心や社会の世論または習慣を基礎とする」ものである。

この「法」と「道徳」の両面から校則というものを考えてみると、校則は学校の秩序の維持のために強権的機能を含ませてあるが、基本は生徒 (先生も含めて) の良心に俟つべきものであろう。余りに校則に過ぎ、強権的であれば世論の指弾を浴びることにともなり、教育という本質を逸脱することにもなる。教師としてのカントは中程度の頭悩の学生を標準として講義をしたという。「優秀な学生は自分で勝手に勉強するし、劣等学生はどんなに助力しても骨折り損だ」といっている。校則もその程度であるべきであろう。道徳はしっかりと教え込むべきであり、最終的には教え得ないものであることを知った上で。



◎ 校則をめぐる問題と意見

## 校則と生徒と教師

東京都江東区立明治小学校・校長 三 浦 一 郎

校則が社会的関心を持たれるようになって数ヶ月

経ったろうか。髪型がどうの、ズボンのすそがどうの、といった、はんさで瑣末な取り決めに生徒手帳にびっしり書き連ね、それに違反すると体罰を含み厳しく対処するといった事態が発生した。それについて「いくら何でもおかしいではないか」「行き過ぎではないか」という声も随分出ていた。一方、「髪型や服装の乱れは心の乱れをあらわす」「校則批判は教育現場を知らない人の意見。生徒への信頼だけで教育はうまくいくものではない」というような規則には肯定的な意見をもつ中学校教師の多いことも調査でわかった。(福武書店教育研究所)

### ◎ 校則と生徒

本年の4月25日に、文部省の西崎初中局長が、都道府県教委等中等教育担当課長会議の席で、「校則は今日の意義がある」と前提し、今日の校則のあり方を批判しながら、あるべき姿に示唆を与えた。内容的には当たり前のことではあるが、ないがしろにされがちなことといえる。すなわち、その内容と運用が課題だとし、特に内容面では、「努力目標にすべきものが多いのではないか」との見方を示しつつ、校則にもり込むべき内容と各教科等や道徳及びクラブ活動で行うべき内容を整理し校則の重点化を図る必要があると強調した。

校則は子どもの学校での基本的生活習慣の形成に役立つ。それは個として集団の中での生き方を身に付け、主体性を発揮しながらも好ましい人間関係を培うのである。従って、校則の制定には十分に内容を検討して、せめて「規則と約束」の2種類ぐらい

に分ける方がよい。

規則はすべての者が「守らなければならないこと」であり、約束は「こうありたい」というめやすである。規則は違反すればときに罰則をふくむものであり、約束は向上のための努力目標をふくむものである。いずれも、「表現が明るい」「発達段階に即している」「教師と子どもが考え合ったもので体験的に必要である」「矛盾がなく指導に一貫性がある」「道徳 (倫理)、特別活動と関連して指導ができる」「細か過ぎない」などに配慮する必要がある。

### ◎ 校則と生徒と教師

「規則のない学校」は「法律のない社会」と同じであって理想ではあるが現実的ではない。従って規則の少ない学校を目指して必要な管理と指導を充実することが大切である。管理や指導をせずに「規則徹底のみを主張するのは、単なる子どもへの迎合であり、教師の恣意と怠惰のあらわれである。

学校は“自然児を社会児に育てる”機会と場を用意するものである。このため、集団生活に適応し、集団を向上させるに必要な規則・約束を個々の子どもにいかに関与させようかが指導のポイントになる。校則は校長以下全職員が教育的信念・熱情を持ち、結束し、体当たりで指導することが基盤にある。

教科体育や運動クラブ及び運動部などでの指導も校則にかかわる規則と約束に関連することが多いので、多様な角度から情報を分析し必要と判断されるものを的確につかみ、決断し、明確な目標を立て、力を合わせ指導することが大切である。



## 校則と生徒と教師

東京都三鷹市立第一中学校・校長 神 田 俊 郎

昭和六十三年度は、新学期早々から今日まで、校則問題で明け暮れた感がある。毎日のように新聞やテレビの報道で、さまざまな意見が述べられてきたが、その主たるものは、校則の内容が細かく、時代錯誤も甚だしいと言うもの、また、画一的であり規制が厳しく、管理が先行しその結果、生徒の人権をそこない、自主性を奪っている等の指摘である。

さて、この社会問題にまで発展した渦中において、学校では校則や生徒規則について、どのような意識をもっているのか、先ず生徒に視点をあてて、問題点を考えて見ることにする。

東洋大岡田教授による、中学生を対象にした、校則についての調査結果では、「校則を守っている」と答えた生徒が七割以上である反面、校則の遵守意識では、「守らなくてはいけない」と考えている生徒は、三分の一にすぎず、「わからない」が半数近

くを占めている。また、「校則は必要である」と七割が認め、校則がなくなった場合、「学校が混乱する」と四割以上が不安を示しているものの、一方では、仮に校則がなくなっても、自分自身はそれには左右されないと、六割以上のものが自信を見せている。このように校則については、単純に割切れない微妙な中学生の意識が浮き彫りに紹介されている。次に校則を決める方法については、「先生と一緒に決めて決める」が六割弱に達し、「自分たちだけで決める」が三割近くを占め、「先生だけで良い」は、ごくわずかであり、激動期にある中学生の自己主張が、はっきりと表現されている。生徒の校則に対する意識の一面である。

次に教師の意識に視点をあてて、問題点をさぐって見ることにする。

私の貧しい体験を通しての見解であるが、校則・

生徒規則の指導については、教師間でもその指導観や指導方法について、違いがあるのが学校現場での実態である。教育相談を優先して生徒指導に当たっている教師は、先ず、どんな問題傾向を持つ生徒でも受容し、悩みや、言い分を聞き、生徒の心を開いた上で、教師・生徒相互の信頼関係を確立し、内面に迫り、時間をかけて変容を図って行こうとする手法を取る。その結果規則違反等に対する厳しい指導の方法はなじまないのである。これに対し生徒指導の前面に立つ、生活指導部の教師は、規則違反の生徒に対しては、まったなしでびしびし厳しく指導に当たる。両者はその指導観・指導方法で対立する場合が多い。前者は、後者を評して、生徒規則を唯一のよりどころとしての、強制的な指導は、生徒の人権を無視した管理教育であると批判する。一方後者の主張に耳を傾けて見ると、集団の生活からはみ出して行く生徒、問題傾向をもつ生徒は、まず、その傾向が、服装や頭髮にあらわれる。だから服装や頭髮の乱れが認められたときは、直ちに手を打てば、それほど非行に走らないですむ。くずれかかった連中は、あの手この手で規則違反をしてくる。甘い顔をするとかつけこんでくるから、駄目なことは駄目だと毅然とした態度で、臨まねばならぬと主張する。このような指摘をする教師は、荒れた学校で、生徒指導に泥々になって取り組んだ体験を持つ、意欲的な生徒

指導のベテラン教師たちが多いのである。

生徒指導はそんなに甘いものではない、きびし過ぎるぐらいの生徒規則がないと、集団生活の秩序を維持するための、生徒指導にはあたれないとも言う。

このように生徒規則の指導については、外部からの批判だけではなく、学校内部においても、二律背反の対立意見があり、集団生活における生徒指導の困難な中で、生徒・教師・教師同志が、それぞれ教育愛に燃えて、かっとうをくり返しなが、日々を送っているのが、多くの学校の現実の姿なのである。

多種多様な背景をもつ生徒指導の困難さを克服して行く努力の過程から、現在指摘されている、生徒を一定の型にはめこむ、規制による画一化の指導から脱皮して、生徒の自覚に根ざした秩序作りへと、生徒指導のあり方が活路を見出して行くことを期待したいものである。

上述のように困難な生徒指導の中にあって、特別活動でスポーツを愛好している生徒は、一般的に規則違反などの傾向が少なくと言われている。これは、スポーツの特性である「人と協力する」「ルールを守る」などの基本的なことが、日常の練習で内面化されているからであろう。体育指導にたずさわものとして、すべての青少年が、スポーツ活動を通して、さわやかで、自己管理のできる、スポーツマンとしての資質を身につけて欲しいと願う。



## 校則と生徒と教師

東京都立小岩高等学校・校長

はじめ  
元 和 臣

教育の基本的な在り方として、臨時教育審議会の最終答申において、「教育の目的である人格の完成の実現に近づくためには、徳育、知育、体育の調和の中に、真・善・美を求め続けるひろい心とすこやかな体を育むことが重要である」と提言されている。

人格の完成は、教育の究極の目標であり、この目標を実現するためには、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任などが重視される必要がある。特に、21世紀の未来社会を展望する時に、自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることでできる主体的能力や態度を培うと共に、自分とは異なるものの、異質性や多様性に対する寛容な心を養うことも、十分に考慮されなければならない。

更に、国際社会に通じる「公共の精神」とは、「自由・自律の精神」の基本姿勢に立ってはじめて、信頼と敬愛と友情に結ばれた、人間性豊かな絆として、国際舞台において意志の疎通を得ることになる。

学校教育においては、このような教育の基本的な在り方を確かりと押え、社会の動向も十分に配慮し

て、学校のエデュケーション目標を設定し、これに基づいて年度指導重点目標を立て、健康にして安全な学校生活を送る上での校則を示して学習環境を整え、教師と生徒、生徒相互の望ましい人間関係のもとに、学校の特色を生かした教育を推進している。

### 1. 学習規律と校則

学校教育は、望ましい集団生活を通して、多様な体験と自己努力に基づく、生徒の自発的な成長を適切に指導援助していく必要がある。そのためには、生徒の発達段階や特性を考慮して、生徒自身による実践的な学習の機会を、できるだけ多く取り入れていくようにしたい。

学校教育における集団とは、単なる個々人の総和としての集団ではなく、一人一人の生徒の個性の重視と伸長があり、個々人の発達の所産としての集団であり、個々の生徒が集団の中に埋没することなく、集団としての連帯感や一体感を味わうことの出来るものでなければならない。

教育活動においては、対立的な人間関係や自己中

心的な結び付きによる、無規律な集団は放置することはない。そこには、力による支配関係や個の埋没という、好ましくない現象がみられるからである。

そこで、行動を規制する手段としての規律によって無規律な集団に較べると、よりレベルの高い集団が形成される。このような他律的な集団は、外面的には統制されてはいるが、画一化し硬直化した集団にとどまり、個性の伸長や主体的に対応する柔軟性は存在しにくくなる。

生徒が自らの個性を最大限に発揮し、自己の責任を遂行することによって集団も発展する「自律的な集団」が、教育活動における望ましい集団といえる。そして、自律的な集団は、生徒の自発的、自主的な学習参加への共通な表現行為として、指導過程の成果の中に生まれてくるものである。

校則にしても、学習規律にしても、教育される生徒が主体であり、ここに焦点を合わせて、豊かな人間形成を目指して、自律的な規律をもつ学校教育を創意していく必要がある。

### 2. 学校体育と人間形成

体育は「身体活動を通しての教育(Education through physical activity)」といわれる。

## 『児童・生徒の生涯体育・スポーツ実践への基礎を培う』愛知大会のご案内

第27回全国学校体育研究大会  
愛知県実行委員会・会長

第27回愛知大会は、金鯱の城で有名な名古屋市を中心に県下各会場(12会場…15分科会)で実施いたします。今年の愛知大会の特徴と考えられる点について紹介いたします。

- 例年の第一日目の講演の時間帯に、久方ぶりと言うのでしょうか、シンポジウム「これからの学校体育」が予定され、発言者の諸先生、司会者の先生方に大いに期待いたしております。また、シンポジウムに先だち「学習指導要領の動向」と題して、文部省の担当官の解説を予定しております。
- 会場校となっている学校へは、それぞれ、研究協力校や、各地区の研究会が積極的に応援し、体制が整っております。
- 各会場校(幼、小、中、高、特殊教育諸学校)はそれぞれ立派な組織と誇れる施設をもつ。
- 教育課程審議会の答申を重視する視点から、その内容については、児童・生徒の生涯体育・スポーツの基礎を培い、体力の向上を図ることを中心に研究実践に取組んでいる。

健康や体力についての理解と運動の合理的な実践を通じて、「健康で、幸福で、しかも楽しい生活(healthy, happy, full and satisfactory living)」として、生涯学習体系に正しく位置づけることの出来る重要な機能を有している。

学校体育は、地域や学校の実態や生徒の能力や適性を十分考慮して、生徒の心身両面について、均衡のとれた発達へ最大限の努力を払う必要がある。そのためには、集団活動や集団行動において、運動の特性との関連を図り、自己に対する厳しさを、人間や自然に対する優しさと思いやりの心を育てる必要がある。

そこで、生徒のおかれている立場、自ら取り組もうとする意欲や意志力、自覚や価値観など内包する学習者の主体的条件と、科学的・系統的・順次的な教育内容との外的条件とを確かり構築して、能動的で積極的な体育活動を創意していきたい。

近年における物質的な豊かさは、複雑で巨大な非人格的機構と化す傾向にある。学校生活を通して、欲望に打ち勝つ経験や他人と協調する喜びを体験させて、校則に基づく規律は、自由の対立概念ではなく、自主・自律との関連を重視していく必要がある。



山 本 八 郎  
(学校法人 名古屋自由学院勤務)

- 名古屋市の(小、中)各会場は、名古屋市総合体育館に固定し、参加者の移動を必要とせず、児童・生徒が学校単位で移動して参ります。

特徴といえるか、否かは別といたしまして、愛知県学校体育研究連合会という連合体が組織的に機能し、事務局も現職の諸先生方が手弁当で、それぞれの分掌で精力的に準備していただいております。誠に頭の下がる思いです。加えて、愛知県教育委員会の積極的且つ手厚い配慮をいただいております。事務局がじゅうぶん機能しております。なお中心的な役割を果たしております名古屋市も教育委員会のご理解を得て、幼、小、中、高校それぞれ意欲的に取組んでおります。尾張部の小、中につきましては、東海市と武豊町、三河部は、豊橋市と岡崎市が教育委員会及び地区の教育研究会のご支援とご理解により、全国各地からご参集の学校体育関係者に、少しなりともお役にたつべく目下鋭意努力中であります。

### 趣 旨

21世紀に活躍する人間をめざして、生涯にわたっ

て、運動に親しみ、より豊かな生活を求めることのできる人間教育が要請されている。そのために、他の生命の大切さを知り、健やかな心身を自ら鍛える能力や態度を養うことは、学校体育の重要な役割である。本大会では、『いのちを尊び、心と体を鍛え、たくましく生きる子供の育成をめざす体育学習指導』を研究主題とし、授業研究、研究発表及び研究協議会を行い、今後の学校体育の充実発展に資する。この趣旨のもと主催団体のご指導で行います。

【会場】 分科会場の数は12会場→15分科会です。  
日程会場 第1日 昭和63年11月17日(木)

名古屋市民会館

第2日 11月18日(金)  
※名古屋市内小、中学校の分科会は、名古屋市総合体育館の1か所です。  
(幼1) (小3) (中3) (高5) (特殊教育1) 諸学校  
↓  
名古屋市1 名古屋市1 名古屋市1 名古屋市1 県立 養護学校1  
武豊町1 東海市1 県立 4 豊橋市1  
岡崎市1 豊橋市1  
【案内】 11月16日(木)は、午後2時より都道府県代表者会議・地区別協議会が行われます。

\*\*\*\*\* 地方だより \*\*\*\*\*

## 地域に運動の輪を広げる体育学習発表会

福井県学校体育研究会・会長  
福井県福井市光陽中学校・校長

藤 田 美 範



本県における学校体育の研究は、各ブロック、校種別が主体になって推進し、その集大成として、例年2月に福井県学校体育研究会を開催し、本年は第33回を迎えようとしている。その中において、特に、日ごろ悩みながら取り組んでいる授業の一つ体操・表現運動及びダンス領域にスポットをあてた研究の営み「体育学習発表会」について紹介したい。

☆日ごろの授業で学習した「体操」「表現運動及びダンス」の児童生徒の学習作品を発表会で公開し、その指導内容・指導法等の研修を深めることをねらって行われることになったもので、年1回発表会をもち、本年度で12回の積み重ねとなる。

☆初めは、県の中心地福井市を会場として行っていたが、会運営のマンネリ化防止と、研修の輪を広げ、指導の深化を図るために、会場を県内ブロック持ち回りにしている。

☆参加者は、会場地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校が中心となるが、他地域からも自由に参加して、児童生徒・教師が共に磨き合いながら力を付けて盛り上がりのある集いになっている。

☆昭和63年度の体育学習発表会は11月26日(土) 大野市有終南小学校を計画しているが、昨年度の発表会は11月21日(土) 高志高等学校体育館で行なわれプログラムは下記のとおりであった。

| プ ロ グ ラ ム |      |                            |
|-----------|------|----------------------------|
| 1         | あいさつ | 福井県学校体育研究会長                |
| 2         | 表現遊び | 「動物たち」<br>報徳幼稚園            |
| 3         | 表 現  | 「祭りだワッショイ」<br>鶴小学校1年生      |
| 4         | 表 現  | 「晩秋の音が聞こえる」<br>豊小学校5年生     |
| 5         | 体 操  | 「おかしなズッコケ集団」<br>和田小学校6年生   |
| 6         | ダンス  | 「ガスコンロ」<br>大東中学校1年生        |
| 7         | ダンス  | 「池の水」<br>足羽中学校2年生          |
| 8         | ダンス  | 「崩壊と復活」<br>明道中学校3年生        |
| 9         | 体 操  | 成和中学校体操部                   |
| 10        | ダンス  | 「リズムにのってハッスル」<br>灯明寺中学校3年生 |
| 11        | ダンス  | 「竹・禅」<br>丸岡高等学校3年生         |
| 12        | ダンス  | 「赤と黒」<br>高志高等学校2・3年生       |
| 13        | 体 操  | 「フェイム」より<br>坂井農林高等学校3年生    |
| 14        | ダンス  | 「出会い」<br>福井大学創作ダンス部        |
| 15        | 体 操  | 「ペアーで気分よく」<br>福井徒研サークル     |
| 16        | 講 評  | 福井県教員委員会                   |
| 17        | あいさつ | 福井県学校体育研究会副会長              |

## 小・中・高一貫した体育指導をめざして

岡山県学校体育研究連合会・会長  
岡山市立清輝小学校・校長



伊 井 一 敏

岡山県学校体育研究連合会は、昭和50年に、「小学校・中学校及び高等学校体育研究団体の連携を密にし、あわせて学校体育に関する研究及び指導者の資質向上を図り、もって学校体育の健全な発達に寄与する」ことを目的として設立された。

昭和56年からは、毎年2月、「岡山県体力づくり研究実践発表会」を開催している。午前は、小学校、中学校、高等学校の代表的な研究実践を発表し合い、午後は、中央講師を招いて体育に関する講演会をもっている。

これまで講演いただいた講師の方々は、  
56年度 吉岡 隆徳氏 東京女子体育大学  
57年度 佐藤 良男氏 文部省体育局教科調査官  
58年度 南部 忠平氏 鳥取女子短期大学

59年度 具志堅幸司氏 日本体育大学  
60年度 細川 馨氏 大阪体育大学  
61年度 高橋 健夫氏 奈良教育大学  
62年度 江原 昭善氏 京都大学霊長類研究所である。

小学校・中学校・高等学校の保健体育担当教員及び校長・教頭・養護教諭等が一堂に会して研修したり、情報交換する場としては県下最大のもので、貴重な会となっている。

現在「21世紀へ向けた教育のあり方」が検討されており、中でも、小学校・中学校・高等学校の一貫した指導の必要性が強調されているところであり、この意味からも、この会の一層の充実に向けて努力していきたいと考えている。

## 事務局だより

事務局長 重 田 一

1. 勲二等瑞宝章 大石三四郎先生の叙勲を祝う会

財団法人日本学校体育研究連合会会長  
・埼玉短期大学創設準備室長大石三四郎

先生は、昭和53年8月14日学体連第五代の会長となる。会長満10年になる本年の4月勲二等瑞宝章の榮に輝いた。先生は昭和18年8月、東京文理科大学教育学科を卒業、千葉師範、金沢高師、金沢大学を経て27年6月東京教育大学体育学部助教授、48年10月筑波大学体育科学系教授、51年9月同副学長、54年6月国立特殊教育総合研究所長を経て61年4月学校法人佐藤栄学園埼玉短期大学創設準備室長となる。他に現職として、国立特殊教育総合研究所名誉所員、筑波大学名誉教授、日本体育・学校健康センター理事、社団法人大学体育連合理事、日本スポーツ教育学会会長、全日本大学サッカー連盟副会長がある。この受章者幼年時代から紹介のスライドは圧巻。

中曽根康弘、安倍晋太郎、文部省生涯学習局長斉藤諦淳の方々からも祝電を頂き、参議院議員小野清子、文部省大臣官房長加戸守行(元体育局体育課長)、国立特殊教育総合研究所長七田基弘の3先生からは、大石先生の人格溢れる具体的なスピーチを伺うことができ、乾杯発声前の元筑波大学長福田信之先生からは、端的な大石像が浮き彫りにされた。

「私はよくできもしないことをやろうとするくせ



があります。そして、後でしまったと思うことがたびたびです。また、立派なことをやりたい、ひと様のためになることをやりたいとする気持を誤解されることもありますが、私は常に何事にも、死にもぐりうでやってきました。それが、目的の百分の一の結末で終ることもたびたびでした。しかし、私を知る人は、それでもいいよ、よくやったよと慰めてくれました。私はその言葉に励まされました。…」これが大石先生の7月11日(月)東京プリンスホテル鳳凰の間における、600名を越す着席の皆様に対するお礼のことばの一部である。

祝宴に入り、演者あとを絶たず、2時間はあっという間。

「人間是宝」という佐藤栄学園建学の精神を体して、人間大石が持ちまへの力を発揮して行かれること、奥様共々健康でおすごしになることをどなたもが期待し、あと味のよい思いで帰って行かれたのである。

#### 2. 全国学校体育研究大会について

昭和37年に、財団法人日本学校体育研究連合会の名称が採用され、この年第一回全国学校体育研究大会が千葉県で開催された。今年は第27回となり、愛知県で行われる。

今年4月まで第28回（昭和64年度）大会を決められなかったのだが、千葉県教育委員会荒川昇体育課長、同学校体育研究連合会鈴木純也会長その他関係の先生方、文部省体育課の杉山重利体育官、浦井孝夫教科調査官その他の先生方のご尽力で、千葉県がこれを引き受けて下さることになった。誠に有難いことである。準備期間の関係などから、公開授業はむずかしいのかもしれないが、千葉県のありのままの姿を全国の先生方に披露して下さることを願っている。

そこで、従来、学体連会報や学校体育研究（学体連機関誌）に載せて来た全国学校体育研究大会東・中・西部別開催一覧を、右のように東・中・西部別地区別開催一覧とした。これは浦井孝夫教科調査官の助言に従ったのである。ちなみに、東・中・西の順で行なうと決めたのは、新潟大会の前日、昭和57年10月13日（水）であった。

| 大会（研究会）                      | 日・場 所                                 | テ ー マ                                  |
|------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|
| 第8回障害児キャンプ指導者講習会             | 8月17日(木)～19日(土) (2泊)<br>東京YMCA山中湖センター | 指導力を高める障害児キャンプの理論と実践                   |
| 第19回全国学校体育実技研修会<br>幼稚園・保育園の部 | 8月17日(木)、18日(金)<br>台東区立根岸小学校          | 一人一人を生かす楽しい運動や遊びの指導                    |
| 第19回全国学校体育実技研修会<br>小学校の部     | 8月25日(木)、26日(金)<br>江戸川区立下小岩小学校        | 基礎的基本的な内容を重視し、児童の個性を生かした体育指導           |
| 第27回全国学校体育研究大会               | 11月17日(木)、18日(金)<br>名古屋市民会館 他         | いのちを尊び、心と体を鍛え、たくましく生きる子どもの育成をめざす体育学習指導 |

「締め切りの月日があるが、思い立った日に申し込むのが、自分を伸ばすことになる。」と誰かが言っていた。

## あ と が き

あってはならないこと、起きてはならないことが最近の日本に瀬発しています。教育現場でも、いじめ、校則問題、体罰、退学強要が起き、社会問題として学校の管理体制が問われている時に校則について特集したのは、生活指導の面で体育教師の果たす

#### 全国学校体育研究大会東・中・西部別地区別開催一覧

| 東 部                            | 中 部                 | 西 部 |
|--------------------------------|---------------------|-----|
| 北海道 東北 関東 甲信 東海 北陸 近畿 中国 四国 九州 |                     |     |
| 37 1                           | 千葉                  |     |
| 38 2                           |                     | 兵庫  |
| 39 3                           |                     | 鳥取  |
| 40 4                           | 東京                  |     |
| 41 5                           |                     | 岐阜  |
| 42 6                           | 岐阜                  | 大阪  |
| 43 7                           | 福島                  |     |
| 44 8                           |                     | 高知  |
| 45 9                           |                     | 長崎  |
| 46 10                          | 埼玉                  |     |
| 47 11                          |                     | 滋賀  |
| 48 12                          |                     | 和歌山 |
| 49 13                          | 山形                  |     |
| 50 14                          | 東京                  |     |
| 51 15                          |                     | 徳島  |
| 52 16                          |                     | 熊本  |
| 53 17                          | 群馬                  |     |
| 54 18                          | 東京                  |     |
| 55 19                          | 東京                  | 大阪  |
| 56 20                          |                     | 新潟  |
| 57 21                          |                     |     |
| 58 22                          | 神奈川県                | 沖縄  |
| 59 23                          |                     | 鹿児島 |
| 60 24                          |                     |     |
| 61 25                          |                     | 兵庫  |
| 62 26                          | 宮城                  |     |
| 63 27                          |                     | 愛知  |
| 64 28                          | 千葉                  |     |
| 65 29                          | 北海道                 |     |
| 計                              | 1 3 9 0 2 2 6 1 1 4 |     |

#### 3. 昭和63年度補助金等について

加盟団体補助費は、各都道府県に3万円、他に研究会等の補助が若干見込まれているので、希望の都道府県は申し込みたい。

#### 4. 今年の講習会・研修会・全国大会

役割が大きいと判断したからです。信念が空転しないよう、世の中の動きを謙虚に受けとめて柔軟に対応できる理論と心構えを持ち続けていただきたい。この会報がきっかけになれば幸いです。

（伊藤忠一）